

# 宮城県公報

行 宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 二
- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づくシルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種の指定 (雇用対策課) 二
- 沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託 (水産業振興課) 二
- 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課) 二
- 道路の路線変更 (道路課) 三
- 道路の供用開始 (同) 三
- 土地改良区の定款変更の認可(二件) (北部地方振興事務所) 三
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三
- 教育委員会定例会の開催 教育委員会 三
- 選挙管理委員会 選挙管理委員会 三
- その長が不在者投票管理者となる病院等についての一部改正 四
- 農業委員会の選挙及び海区漁業調整委員会の選挙における個人演説会の公営施設の廃止 四
- 投票用紙等の印刷保管等取扱規程の一部改正 四
- 宮城県公職選挙執行規程の一部改正 四

ページ

○最高裁判所裁判官国民審査における審査公報の様式並びに配付に関する規程の一部改正

○証票の無効

### 公安委員会

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施

### 正 誤

○宮城県公報第一六五号(令和二年十二月十八日付け)中

## 告 示

○宮城県告示第三百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和三年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇三〇三七〇	ワークスタイルに塩竈市新浜町二丁目二十二番三号	型 就労継続支援B	一般社団法人ハッピーキャンパー	令和三年四月一日
〇四一一一〇〇三六五	ふあいん 岩沼市中央三丁目二番三号 森川ビル二階	型 生活介護 型 就労継続支援B	株式会社ひよこのみらい	令和三年四月一日
〇四一一一〇〇三四〇	JOCA東北 岩沼市中央四丁目三百七十三番地二号	型 生活介護 型 就労継続支援A 型 就労継続支援B	公益社団法人 青年海外協力協会	令和三年三月一日
〇四一一三〇〇五六九	共同生活援助事業所 ぶきのとう 栗原市築館高田一丁目六番三十七号	短期入所	社会福祉法人 栗原市社会福祉協議会	令和三年四月一日
〇四二二三〇〇四〇一	パン工房いそっぷ 栗原市一迫柳目字曾根要害二十四	共同生活援助	社会福祉法人 栗原秀峰会	令和三年四月一日
〇四二一五〇〇七七〇	あいあいファーム	生活介護	社会福祉法人	令和三年四月

〇四二二一〇〇一三三三	わ・は・わ田尻 大崎市田尻八幡字 狗堂二十二番百十五	みんなの輪	一日
〇四一三二一〇〇三三二一	くるみファーム 刈田郡蔵王町円田字 土浮山五十一番地 ほっとハート美里 遠田郡美里町北浦字 北田三十七番二号	就労継続支援B 社会福祉法人 大泉会 ほっとファーム株式会社	令和三年四月 一日

○宮城県告示第三百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和三年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一一一〇〇二四一	ふあいん 岩沼市中央三丁目二 番三号 森川ビル二 階	生活介護 就労継続支援B 型	株式会社ひよこホールディングス	令和三年三月 三十一日

○宮城県告示第三百十八号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、公益社団法人宮城県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	業 種	職 種
角田市	三十一―輸送用機械器具製造業	H一六十一 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）

注 業種は日本標準産業分類（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の中分類に、職種は厚生

労働省編職業分類の中分類に定める区分による。

二 指定年月日

令和三年四月一日

○宮城県告示第三百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務を令和三年三月二十二日次のとおり委託した。

令和三年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(二) 牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

(三) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(四) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第三百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。

その関係図面は、令和三年四月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。

令和三年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

整理番号		路線名	終起		重要な経過地
旧	新		点	点	
一四五	旧	高城停車場線	高城停車場	宮城県松島町松島	—
	新	高城停車場線	高城停車場	宮城県松島町高城	—

○宮城県告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年四月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市十八成浜大嵐山四番二四六地先から同市十八成浜大嵐山無番地先まで	令和三年四月十二日

○宮城県告示第三百二十三号

大崎土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年四月二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年四月九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 千葉 幸太郎

○宮城県告示第三百二十四号

涌谷町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年四月二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年四月九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 千葉 幸太郎

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
  - 東松島市赤井字八反谷地百一番十三、百一番十

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
  - 東松島市赤井字八反谷地百一番地十四

後藤 崇

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。  
令和三年四月九日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一日 時 令和三年四月十五日 午後一時三十分

二場 所 第一会議室

三 傍聴者の定員

十二人

四 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

五 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第三十八号

その長が不在者投票管理者となる病院等についての一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年四月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その長が不在者投票管理者となる病院等についての一部を改正する告示

その長が不在者投票管理者となる病院等について（昭和五十一年宮選管告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

「、海区漁業調整委員会の委員の選挙並びに解職の投票、市区町村の農業委員会の委員の選挙」を削る。

附 則

この告示は、令和三年四月九日から施行する。

○宮選管告示第三十九号

農業委員会の選挙及び海区漁業調整委員会の選挙における個人演説会の公営施設を廃止する告示を次のように定める。

令和三年四月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

農業委員会の選挙及び海区漁業調整委員会の選挙における個人演説会の公営施設を廃止する告示

農業委員会の選挙及び海区漁業調整委員会の選挙における個人演説会の公営施設（昭和五十三年宮選管告示第三十号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和三年四月九日から施行する。

○宮選管告示第四十号

投票用紙等の印刷保管等取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年四月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

投票用紙等の印刷保管等取扱規程の一部を改正する告示

投票用紙等の印刷保管等取扱規程（平成二十八年宮選管告示第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に規定する海区漁業調整委員会の委員の選挙並びに」を削る。

附 則

この告示は、令和三年四月九日から施行する。

○宮選管告示第四十一号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和三年四月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条見出し中「投票所借料承認」を「投票所の借料等承認」に改め、同条第一項中「昭和二十五年法律第七十九号」の下に「。以下「国會議員選挙執行経費基準法」という。」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 市区町村の委員会は、国會議員選挙執行経費基準法第四条第十六項の規定により投票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。）の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費について承認を求めるときは、別記第二十三号様式による申請書に

よらなければならない。

第二十八条に次の一項を加える。

- 3 市区町村の委員会は、国会議員選挙執行経費基準法第十七条の規定により専ら投票所の事務を行うための機器又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）若しくはこれを記録した記録媒体（以下「機器等」という。）の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費について承認を求めるときは、別記第二十三号様式による申請書によらなければならない。
- 第四十八条の二を次のように改める。

（共通投票所の借料等承認の手続）

- 第四十八条の二 市区町村の委員会は、国会議員選挙執行経費基準法第四条の二（共通投票所経費）第三項の規定により共通投票所の借料について承認を求めるときは、別記第二十三号様式による申請書によらなければならない。

- 2 市区町村の委員会は、国会議員選挙執行経費基準法第四条の二第四項の規定により共通投票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等及び第四項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費について承認を求めるときは、別記第二十三号様式による申請書によらなければならない。

- 3 市区町村の委員会は、国会議員選挙執行経費基準法第四条の二第五項の規定により専ら共通投票所の事務を行うための機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費について承認を求めるときは、別記第二十三号様式による申請書によらなければならない。

- 4 市区町村の委員会は、国会議員選挙執行経費基準法第四条の二第六項の規定により電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費について承認を求めるときは、別記第二十三号様式による申請書によらなければならない。

第四十八条の五を次のように改める。

（期日前投票所の借料等承認の手続）

- 第四十八条の五 市区町村の委員会は、国会議員選挙執行経費基準法第四条の三（期日前投票所経費）第四項の規定により期日前投票所の借料について承認を求めるときは、別記第二十三号様式による申請書によらなければならない。

- 2 市区町村の委員会は、国会議員選挙執行経費基準法第四条の三第五項の規定により期日前投票所の事務を行うための設備（次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費について承認を求めるときは、別記第二十三号様式による申請書によらなければならない。

- 3 市区町村の委員会は、国会議員選挙執行経費基準法第四条の三第六項の規定により電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費について承認を求めるときは、別記第二十三号様式による申請書によらなければならない。

第六十七条を次のように改める。

（開票所の借料等承認の手続）

- 第六十七条 第二十八条（投票所の借料等承認の手続）の規定は、開票について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第四条（投票所経費）第十五項」とあるのは「第五条（開票所経費）第十六項」と、同条第二項中「第四条第十六項」とあるのは「第五条第十七項」と、同条第三項中「第四条第十七項」とあるのは「第五条第十八項」と読み替えるものとする。
- 第二十三号様式を次のように改める。

第二十三号様式 (投票所借料等承認申請書) (第二十八条・第四十八条の二・第四十八条の五・第六十七条関係)

何 第 号  
年 月 日

宮城県選挙管理委員会委員長殿

何市(区)(町)(村) 選挙管理委員会委員長 氏 名 印

何年何月何日執行の何選挙に係る投票所の借料等の承認について

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定に基づき、下記について承認されるよう申請いたします。

記

1 申請する経費

No	種 別	経 費 名	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の根拠条文	申請の有無
1	投票所	会場 借 上 料	第4条第15項	
2	投票所	設備の整備に係る借料・委託費	第4条第16項	
3	投票所	選挙機器の整備に係る購入費・借料・委託費	第4条第17項	
4	共通投票所	会場 借 上 料	第4条の2第3項	
5	共通投票所	設備の整備に係る借料・委託費	第4条の2第4項	
6	共通投票所	選挙機器の整備に係る購入費・借料・委託費	第4条の2第5項	
7	共通投票所	オンライン対照の設備等に係る委託費	第4条の2第6項	
8	期日前投票所	会場 借 上 料	第4条の3第4項	
9	期日前投票所	設備の整備に係る借料・委託費	第4条の3第5項	
10	期日前投票所	オンライン対照の設備等に係る委託費	第4条の3第6項	
11	開票所	会場 借 上 料	第5条第16項	
12	開票所	設備の整備に係る借料・委託費	第5条第17項	
13	開票所	選挙機器の整備に係る購入費・借料・委託費	第5条第18項	

2 申請内容

備考  
1 会場借上料の場合、2には、使用建物の名称、所在地、管理者名、面積、設備の程度、借上料及び借上理由等を詳記すること。  
2 設備の整備に係る借料・委託費の場合、2には、使用しようとする設備の内容、借上料・委託費及び借上、委託理由等を詳記すること。  
3 選挙機器の整備に係る購入費・借料・委託費の場合、2には、使用しようとする機器等の内容、購入費・借料・委託理由等を詳記すること。  
4 オンライン対照の設備等に係る委託費の場合、2には使用しようとする電子情報処理組織の内容、委託費及び委託理由等について詳記すること。

附 則

この告示は、令和三年四月九日から施行する。

○宮選管告示第四十二号

最高裁判所裁判官国民審査における審査公報の様式並びに配付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年四月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

最高裁判所裁判官国民審査における審査公報の様式並びに配付に関する規程の一部を改正する

告示

最高裁判所裁判官国民審査における審査公報の様式並びに配付に関する規程(昭和三十五年宮選管告示第二十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「配付」を「配布」に改める。

第一条中「第二十五条」を「第二十二条」に、「配付」を「配布」に改める。

第三条の見出し及び同条第二項中「配付」を「配布」に改める。

第四条(見出しを含む)中「配付」を「配布」に改める。

附 則

この告示は、令和三年四月九日から施行する。

○宮選管告示第四十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、令和三年四月一日以降無効とする。

令和三年四月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

記

証票番号 ㊦ 第三号の〇五七

証票番号 ㊦ 第三号の〇五三

## 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第42号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年4月9日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

## 1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

## (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

## (2) 実施期日

## ア 新規取得講習

## イ 第1回講習

令和3年6月2日（水）から同月11日（金）までの土、日曜日を除く8日間

## ロ 第2回講習

令和3年6月23日（水）から同年7月2日（金）までの土、日曜日を除く8日間

## イ 追加取得講習

## イ 第1回講習

令和3年6月7日（月）から同月10日（木）までの4日間

## ロ 第2回講習

令和3年6月28日（月）から同年7月1日（木）までの4日間

## 2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

## 3 受付人員

新型コロナウイルス感染症感染拡大対策のため、第1回講習及び第2回講習ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて30人程度とし、宮城県内に居住する者のみ受付の対象とする。

## 4 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

## (2) 追加取得講習

受講申請受付日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)～ア～オのいずれかに該当する者

## 5 事前申込み

## (1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、1回の電話での受付は1人とする。

## (2) 受付期間

## ア 第1回講習

令和3年5月10日（月）から同月14日（金）までの5日間（5月10日から13日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

## イ 第2回講習

令和3年5月24日（月）から同月28日（金）までの5日間（5月24日から27日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

ア 第1回講習

令和3年5月17日(月)から同月21日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)

イ 第2回講習

令和3年5月31日(月)から同年6月4日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ)

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

(ア) 前記4-(1)-アに該当する者

最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 前記4-(1)-イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)-ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)-エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-(1)-オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては47,000円、追加取得講習受講者にあつては23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

(1) 講習については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、延期又は中止となる場合がある。

(2) 受講に当たっては、感染症等予防対策(マスクの着用、会場入場前の手洗い等)を行うこと。

(3) 講習の休憩時間等に他の受講者との不要な接触は控えること。

(4) 講習日初日から起算して2週間前に海外(感染流行国)又は国内の感染流行地域への渡航歴、移動歴のある者の受講は認めない。

(5) 発熱者や体調不良者等については、受講を認めない。

9 講習に関する問い合わせ先

警察本部生活安全部生活安全企画課

(電話番号022-221-7171 内線3054・3055)

五 監

○宮城県公警総一六五号(令和二年十一月十八日付)中

ページ	級	行	頁	監
六	上	後りか 511	五三十九監、 五四十二監、 五五	五三十九監
七	上	三	警備部監一丁目八番、 十一番、 十一番十一の1監	警備部監一丁目十一番、 十一の1監